

令和3年4月25日

西宮商工会議所

緊急事態宣言の再発出に伴う会議所の対応について(4月25日(日)～5月11日(火))

第4波とされる感染の急拡大を踏まえ、4月5日より西宮市を含む県内4市が「まん延防止等重点措置」実施区域に指定され、さらに兵庫県を含む4都府県に対し、4月25日(日)から5月11日(火)を期間とする3度目の緊急事態宣言が再発令されました。

このことを受け、会議所の対応について、感染拡大防止の観点から以下のとおりとさせていただきます。

<会議所の取組期間：4月25日(日)～5月11日(火)>

1. 会議所活動について

会議所主催による会議やセミナー・講演会等については、オンライン形式での実施を原則とします。

2. 経営相談への対応について

会議所相談窓口の3密を回避するため、電話・メール・オンライン相談を基本とし、来所希望者に対しては、事前予約者を優先し、別室での相談対応とします。

受付時間 9:00～16:00 ※相談対応は17:00まで

相談時間 30分程度/人とします

実施体制 電話、ホームページによりご予約をお願いします。地区を担当する経営指導員が皆様のご相談に対応いたします。

実施場所 西宮市立勤労青少年ホーム内の臨時相談室等

3. 窓口の対応について

貿易証明発給等の会員サービス業務については、以下の対応とします。

受付時間 9:00～16:00 ※窓口対応は17:00まで

以上